無断転載禁止



## ◉發端より今日（十月卅日）までの業界の動き

**九月二十三日** 醫療制度審議會の小委員六名（別掲）に對する其の筋よりの要望（既報）

**二十四日** 日鍼連より全國縣會長招集の通報

**二十五日** 日鍼連本部理事會により六博士に對する諒解運動を展開

**二十六日** 同右

**二十七日** 同右

**二十八日** 全國縣會長會議開かる

**二十九日** 日本醫師會館にて六博士のその筋に對する答申案作製の重大會議

**三十日** 日鍼連の小委員二班に別れ厚生省及び衆、參兩議院の厚生委員長に陳情す

**十月一日** 日醫連（坂本貢）氏國會に對し鍼灸醫師法の請願文を提出

**二日** 六博士答申文をその筋へ提出

**五日** 大阪日醫會（樋口氏他三名）上京、岡部、井上、大村の三氏と會見

**七日** 厚生省次官室にて業者代表と大臣以下關係々官と會見鍼灸術の内容を開陳す

**十二日** 名古屋鍼灸學校にて草葉厚生委員を招き、愛知、三重、岐阜の有志二五〇名集り近況發表報告會

**十三日** 福島縣飯坂溫泉にて東北、北海道ブロック大會結成

**十四日** 大阪市齒科醫師會館に、日醫會（樋口）の現情報告會

**十六日** 日鍼連理事と坂本貢氏外十名と會見

**十七日** 日鍼連理事會にて全國縣會長會議會開催と決定

**十九日** 全國盲學校鍼按科教員大會

**二十一日** 全國縣會長會議、鍼灸醫法制定實行委員會を鍼灸師法制定對策委員會と改稱

**二十一日** 井上惠理氏中國、九州へ現情報告に出發

**二十二日** 愛媛縣師會は支部長會議を開き、鍼灸存續の爲一致團結日鍼連に協力と決定

**二十二日** 鳥取縣米子市に中國ブロック大會結成

**二十三日** 戸田、五十嵐、小澤の三氏東北へ現情報告に出發

**二十三日** 小林參議、岩木參議、花田傳氏の三氏國會にて厚生大臣と會見

**二十四日** 小林參議、花田、岡島の三氏北陸（石川、富山、福井）へ現情報告に出發

**二十七日** 日鍼連、鍼灸マッサージ師法制定に關する請願書を厚生省に提出

**二十七日** 東京盲學校にて全國盲學校々長會

**三十日** 業權擁護全國盲人大會宮城前に開催

× × ×

## 全國盲學校鍼按科教員大會

十月十九日午前十時より東京盲學校に於て全國鍼按科教員大會が、栃木盲學校長澤田氏、大阪毎日の點字部主筆大野氏等によつて開かれた。八十一名の各府縣職員その他關係者で百數十名、二階の講堂は溢るばかりである。問題は既報の鍼灸禁止要望に對する對策の協議會である。澤田氏の開會の辭あり、議長に東盲校長の松野氏が勤め熱ある討議が應酬された。

厚生省の芦田技官より事の眞相及び、その後の經過が左の如く報告せられた。

先づ九月二十三日その筋より發せられた禁止要望に關し、その筋へ直接聞きにゆかれた方もあつたようであるが「その筋では政府と相談しているのであるから」とて誰にも眞相は告げていない。**だからとゆふてこれをデマだといふ人はこの現實を知らない人といわなければならない。**とて先づ現下の冷嚴なる事實を再確認する次いで、十月七日に業者側と、新法案を作る爲の下相談を行つた。と、

純理論的に考へれば、醫師にあらざれば醫療をなし得ず、と云ふ事になり。醫師會からの答申にも「鍼灸營業は盲人には原則として新規の免許を與えない事」とある。然し私達としては、何んとかそこを、國情に照らしてみて、既得權はもとより、新規の免許も與えられる樣努力してゐる處である。

現實の問題として、醫師のみがこれを行ふと云ふ事になつても、おそらく誰もこの技術を生かし用ひる醫者はないと思ふ。又盲人にできるだろうかと云ふに、晴眼者と大きなハンデキャップがあり、その筋では全然不可能とみてゐる。然し盲人からこの業を全部とりあげると云ふ事は困難である。從つて我々としてはひとえにその筋におすがりする積である。一方醫師にしても一人前の醫師になる爲には今までと違ひ、六・三・三の修學の上に五年の專門教育を受け、更に一ケ年のインターン（實地修業）をやつてから國家試驗をパスしなければならない事になつた。産婆、保健婦も程度をあげられた。とにかく今は世界的な水準を目途として總てが改革せられてゐるのであるから、この點自分の事ばかりでなし、大きく觀點を擴げて考えて貰いたい、と結ぶ。

次に松下事務官より法制的の立場から左の如く說明がある。本年一杯で失効になる取締規則に變る可きものを大体これと大差のないものをその筋へ出した處、この問題が起きたのである。とて、そもそもの事の發端を說明される、鍼灸按マッサージについては、醫師とは獨立にやらせるかと云ふ問題と、盲人にさせてよいかとの二つの問題である。この盲人の問題は醫療の問題だけでなし一つの社會問題であるから、國家の責任に於て別に解決しなければならないものである。とにかく法規上は現狀維持と云ふ事に重點を於いてあり、從つて新規の免狀も許せる樣努力してゐますから、盲人が鍼灸を行える妥當性を證明する資料を提出して頂き度い」と

これに續いて係官に對し質疑應答がかわされた。主なるものをあげると、問、この資料はいつまでに必要ですか　答、厚生省としては、ここ一週間位の内に法案を作製する積りだから一刻も早く提出して貰い度い　問、今までの話では鍼灸だけの樣ですが、按マッサージはどうなのですか　答、鍼灸按マッサージ及整復も全部です。但し醫師會の答申で「療術行爲は一切禁止する」と云ふてゐます　問、鍼灸に限つて盲人が駄目と云ふのですか、晴眼者はよいと云ふのなら盲人に許して貰い度い。又今、急に我々に向つて科學的資料を出せと云ふても、これは無理である。今までの歷史的事實を提出しては如何　答、明治初年の漢方醫術の場合も、歷史的事實のみを主調して遂に駄目であつた。やはりどんな小さい事でも科學的根據を提出して欲しい　問、醫師會の答申で盲人には新規免許は不可と云ふ。その眞相如何　答、盲人は知識的にも、衞生的にもハンデキャップがあつて不可と云ふ意味です。厚生省としては、晴も盲も俱に從來通りにゆく樣努力してゐます　問、かりに盲人に能力がないと云ふのならこれまでやらせてゐた當局に責任があると思ふ。この際當局は本腰をいれて事態が好轉する樣努力されたい。と一同亢奮する。

こゝで晝食の休憩にはいり午後一時から盲人治療可能論について各地よりの理路整然たる論文が朗讀される。これを委員附託として、まとめる事に一決、各地區より代表が選ばれ、明日午前中に厚生省へ屆ける爲徹夜してでも作製すべく別室に入る。

續いて、今後の實行運動の協議に入り、議論大いに沸騰し意氣軒昂たるものがあつた。

この運動方法も結局小委員に附託となり一應午後五時をもつて本會は了つた。この翌日より委員會によつて決められた運動法により「盲人と鍼灸術」（別項）と題する盲人鍼灸可能論を携行し手別けにて厚生省、衆、參兩議院へそれぞれ陳情に、又別動隊は醫師會の醫療制度審議會の六人の博士を各個に訪問して諒解を求める等、熱のこもつた運動を開始した。

「盲人と鍼灸術」　日本盲教育會

一、鍼灸術の沿革とその現狀

二、イ、鍼灸の絶對必須條件

ロ、盲人の觸覺運動感覺の優秀性と盲人の鍼灸可能性

三、盲人の觸覺運動感覺の優秀性を基礎づける實驗心理學的研究

四、盲人も消毒は可能である

五、結　論

## 全國盲學校長大會

十月二十七日午前十時から東盲に於て表題の會が催された。十九日の職員大會のあ

このコンテンツは株式会社医道の日本社、著者が有しており、日本の著作権法および著作権に関する国際法によって保護されています。
営利・非営利にかかわらず、複製、複写、コピー、販売、その他の再利用を固く禁じます

無断転載禁止



このコンテンツは株式会社医道の日本社、著者が有しており、日本の著作権法および著作権に関する国際法によって保護されています。
営利・非営利にかかわらず、複製、複写、コピー、販売、その他の再利用を固く禁じます